

全国民関連ニュース

第 5 5 号
1 9 9 1 年
5 月 1 日

年間購読料3千円

発行 民族差別と闘う連絡協議会 連絡 〒537 大阪市東成区東小橋3-20-11 近畿ビル3F 8号 Tel 06-972-1608
〒201 川崎市川崎区桜本1-8-22 Tel 044-288-2997

特集

差別語



●目次●

- ・ 差別的学術用語
～「東鮮」海流・「北鮮」海流～ P 2
- ・ 差別語に対する各地の取り組み
広島 P 13
大阪(高槻) P 18
- ・ 鄭商根さんの戦後補償を求めて P 19
- ・ 杉並区役所戸籍課抗議電話の要請 P 21

差別的学術用語 ～「東鮮」海流・「北鮮」海流～

井上 正一（東大谷高校教諭）

1990年日本航空機内誌「ウインズ」の差別表現が発見されてから、日航の対するとりくみが進む中で、多くの出版物に同じ差別表現が数多くなされていることが判明した。

それらの出版物は、百科辞典、理系専門書、高校教科書、陶磁専門書など多岐にわたるだけでなく、その根源が文部省・日本学術会議編集の「学術用語集」にあることが明らかにされた。文部省に要求を結集する必要があるが、とりあえずとりくみの中間報告をしておきたい。

宣伝パンフで差別語が全国に

日航機内誌へのとりくみがすすんでいるとき、1枚のリーフレットが問題になった。それは小学館の＜日本列島を囲む海流が生んだ9つの文化圏から、日本文化の源流を探る＞『海と列島文化』（全10巻）の宣伝用で、日本とその周辺の海流図を中心に、各文化圏の解説が付されていた。そして、黒潮が対馬海流の分かれ日本海に入った一部が朝鮮半島沿いに北上するものに「東鮮」暖流。リマン海流の一部が大陸沿いに、朝鮮半島にあたって南下するものに「北鮮」海流（寒流）と表示されていたものである。

海流名は学術用であるが、宣伝用リーフに差別的学術用語が入っていたことに指摘を受けるまで気付かなかったのは、小学館の責任である。指摘を受けた小学館は、宣伝用リーフを他の図

と変更し、刊行予定図書の帯と本文の中に入れる予定だった図から当該海流名を削除した。

指摘がなかったら、差別的学術用語を使用した本編が出まわっていたことを考え、リーフレット作成時に点検できなかった責任と、リーフレットが全国に拡散されたことの責任をどう果たすのかを明らかにしていただきたい。また、削除だけが問題解決だったか、つまり注釈をつけたり、理由を明示して仮名称を与えるなどの処置の可能性も検討されるべきではないかと思う。

百科辞典・専門書にも海流名が！

「東鮮」海流・「北鮮」海流という差別的学術用語を調べているうちに、いくつかの百科辞典に立項され専門書にも記載されていることが判明した。

- 小学館 「日本大百科全書」4巻 1985年
〔海流〕の項目の解説文に「東鮮」海流。
- 小学館 「日本大百科全書」16巻 1987年
〔東鮮暖流〕として立項、解説文中に「北鮮」海流（海流図にも）。
- 小学館 「日本大百科全書」21巻 1988年
〔北鮮寒流〕として立項。
※尚、別冊の索引にも「東鮮」暖流、「北鮮」寒流。
- 学習研究者 「現代新百科辞典」4巻 1966年
〔対馬海流〕の解説に、「東鮮」海流。
- 二宮書店 「地理学辞典」 1973年
〔対馬海流〕の解説に、「東鮮」暖流。
- ダイヤモンド社 「地学教育基礎講座」II地球上層編、1963年
〔日本近海の海流〕の解説に、「東鮮」海流、「北鮮」海流
- 岩波書店 「日本列島をめぐる海」 1987年
図〔日本近海の海流〕中に、「北鮮」海流、「東鮮」海流。
索引からも図中の海流名を引くことができる。
- 教育社 雑誌「ニュートン」1991年1月号
竹内均「日本の海」本文中に、「北鮮」寒流、海流図に
「北鮮」海流、「東鮮」海流。
- 成山堂書店 「海洋気象講座」 1987年
〔日本近海の海流〕で、「東鮮」海流、「北鮮」海流。

百科辞典というのは、図書館や学校図書館に常備されているものである。また、家庭にある場合は、世代をこえて永く使用されるものであることを考えるならば、百科辞典を通じて、差別意識の拡大再生産がおこなわれる可能性をまず考えなければならない。

小学館のものは1985～88年にかけて、学研のものは1966年のものであるが、ともに初版段階での「人

権をまもる立場での点検」があったのかどうかの反省と、現在も利用されている図書に対し、読者のある程度特定できる学校や図書館に対する早急な対応が望まれる。

二宮書店の「地理学辞典」について再刊時の記述内容に変更はないか確認したところ、電話にでた担当社は「この地理学辞典は、日本地誌研究所が執筆・編集したのをただ印刷・発行した

だけなので、内容については研究所に直接申し入れた方が早い」という返事があった。地理の教科書や地図帳などを発行している二宮が、かつて「北鮮」などの表現を指摘され改訂した経緯を持ちながら、自社出版物の点検ができなかったことの責任は大きい。

ダイヤモンド社の「地学教育基礎講座」は日本地学教育学会の編著である。この学会は大学・高校・義務教育課程の教員で組織されていると聞か、それならば地学の教科書の執筆のかかわる会員もいると思われる。また同書が、高校地学の指導書の役割りを果たし、教職を目指す大学生にも利用される性質のものであることを考え、差別的学術用語をみすごしてきた責任を明らかにしなければならない。

岩波書店の「日本列島をめぐる海」の場合は、本文中は「対馬海流第三分岐」とあって「東鮮」海洋という用語をさけて表現しようとする努力がうかがえる。差別的学術用語改訂の論議をおこなう場合の一つの事例となる点で評価したい。ただ、本文に添えられた海流図には「北鮮」海流・「東鮮」海流とあり、巻末索引からも引くことができる。通常図の選択や索引の作成は

編集サイドでおこなわれるものであるが、その点出版社の責任は大きい。岩波書店は人権問題で社内研修も実施していると聞いているが、その研修の質が問われなければならない。

教育社の雑誌「ニュートン」は、1月号の編集長署名記事に、「北鮮」海流の用語が使われていたことに対し、個人的に抗議のハガキを出したが、ついに回答には接しなかった。

成山堂書店「海洋気象講座」は、海技士や航海士を志す人の参考書で、資格試験のための問題集も兼ねているので、問題の広がりも大きい。

高校「地学」の教科書にも

小学館へのとりくみが進んでいるとき、兵庫県の先生から「高校地学の教科書にも「東鮮」海流・「北鮮」海流の用語が使われている」という連絡が入った。そこで、現在使われている8社9冊の地学教科書をすべて調査した結果、啓林館の教科書にのみ使用されていることが判明した。また、補助教材の出版社の中で、第一学習社が「北鮮」海流を北朝鮮海流に変えていることにも問題点が感じられた。

- 啓林館 「改訂版高等学校地学」S57(1962年)文部省検定済
〔図、日本近海の表面海流〕に「北鮮」海流、「東鮮」海流。
- 第一学習社「新編地学図解」1990年
〔図、日本近海の海流〕北朝鮮海流。

啓林館は、かつて社会科関係の教科書や教材の表現が問題になったとき、自社の教科書を点検していれば、今回の問題はさけられたはずである。高校生が使うテキストに、差別語が使用されたことは重大である。現在その教科書を使って学習している生徒に、どう対応するのかを考えねばならない。大阪府教委は、1月23日の教頭研修会でこのことを現場に伝達したというが、かんじんなことは、90年度この教科書を採択している大阪府下44校(国立1、府立35、市立1、私学7)の生徒にこの表現が、どのような観点にたったとき、なぜ差別なのか、なぜ改めるのかを明らかにしながら、追指導することであろう。どの学校現場からも、過去に問題提起がなかったことも、その原因を点検する必要がある。検定制度には反対する立場であるが、検定を実施しながらきずかなかった文部省の責任も重い。

第一学習社の地学補助教材について出版者は、10年前からこの図を使用していて、当時は「北鮮」海流だった。いつから、なぜ変えたかは編集者が退職したりして不明だとのことであった。社会科教材の点検のとき

自社判断で訂正したと考えられるが、関係学会にアピールすることなく「自社だけが加害者でなければ、他差別が存在しても関係ない」という対応だったため、結果として差別の拡散を防止できなかった反省が必要であろう。

「鮮」の略称と、秀吉に連行された朝鮮人陶工の位置付け

中央公論社「唐津」(日本の陶磁5巻1989)朝鮮を鮮と略した「北鮮」という差別表現のほか、秀吉の侵略軍が連行した陶工に対し、渡来、渡ってきた、移住した、帰化したなど、あたかも自分の意思で渡日したような不適切表現。

○中央公論社「関東軍」1990
→「南鮮」「北鮮」「全鮮」
「満鮮」

○中央公論美術出版
「日本の陶磁」 1989
→「南鮮」「鮮使」「鮮人」
「渡来鮮人」「帰化鮮人」

差別語「北鮮」海流・「東鮮」海流

～改訂を求めるとりくみの経過～

差別語使用の出版物の出版社と、「東鮮」「北鮮」海流が学術用語としての性格を持っていることから関係省庁に対する問題提起が、1991年4月18日付で大阪民関連からおこなわれた。

気象庁、海上保安庁、文部省、日本海洋学会、日本気象学会、日本地理学会、海洋気象学会、日本地学教育学会(以上、「北鮮」海流、「東鮮」海流関係)

問題提起の主旨は、この民族差別表記が、かなり広範に使用され、関係学会・官庁が公的な用語として使用されている事実を検討し、見解を表明するとともに、大阪民関連との話し合いを求めるものであった。

- 小学館(「日本大百科全書」)
 - 教育社(雑誌「ニュートン」)
 - 成山堂書店(「海洋気象講座」)
 - 岩波書店(「日本列島をめぐる海」)
 - ダイヤモンド社(「地学教育基礎講座」)
 - 二宮書店(「地理学辞典」)
 - 築地書館(「海流の話」)
 - 学習研究社(「現代新百科事典」)
- ※以上 「北鮮」海流、「東鮮」海流関係

問題提起は、各書の問題箇所を指摘し、見解の表明と話し合いを求めるものであった。

厚生省(「援護年金の手引」)の「北鮮」・「南鮮」表記)に対して、また、中央公論社(「唐津」=日本の陶磁5巻、「関東軍」),中央公論美術出版(「日本の陶磁」)の「南鮮」「鮮使」「鮮人」「渡来鮮人」「全鮮」「満鮮」などの差別語使用。秀吉軍によって強制連行された陶工に対し、「渡来」「帰化」などと表現することの不適切性について、同様の問題提起を行った。



～差別語に対する各「見解」の要約～

日本気象学会	・ 文部省の「学術用語集」気象学編に、この海流名は記載されていない。
海洋気象学会	・ 民族差別表記をなくすことに同意見。一部の報文等にこの海流名が使用されたことは認める。総会・会誌等で周知に務める。
日本地学教育学会	・ 慎重に調査検討をしたが、現状ではそのような用語の使用はないと判断した。
小学館	・ 用語の差別性は認識しているが、文部省の「学術用語集」海洋学編から百科辞典の立項をしたので苦慮している。関係学会省庁で改訂されるよう要望したい。
教育社	・ 朝鮮を「鮮」の一文字で表記することの差別性は認識している。「お詫び」の記事を出す。
岩波書店	・ 民族差別表現であると判断します。校正できなかったことを反省している。社内で検討し、在庫分の出庫停止と再版時の改訂を決定した。
ダイヤモンド社	・ すでに絶版となっているが、初版時に認識が欠けていた。差別性については認識している。学術用語として使用されていることに驚くとともに、改められることを望む。
二宮書店	・ 指摘の主旨は理解した。文部省の「学術用語集」海洋学編に記載されているので、編集部の一存で処理できない。
築地書館	・ 差別表現が無批判に使用されてい良い理由はない。他社から版權を譲られた1983年時のチェックミスである。差別的文脈で使われたのではないが、重版時は改訂する。
学術研究社	・ 不愉快に思う人がある限り差別表現である。差別的表現をしないように努めているが、事典等では文部省の「学術用語集」の用語を勝手に変更したり造語することはできない。
中央公論社	・ 朝鮮を「鮮」と略すことは、植民地支配時代からの意図的差別である。秀吉が強制連行した陶工に、「渡来」「帰

中央公論美術出版	化」としたことは歴史的誤認で不適切な表現であった。2種の出版物は出荷停止とし、既刊本の差別のかかわる表記、表現を改めるため調査を始めた。 ・朝鮮から「朝」をとる表現は、韓国併合のともなう意図的組織的植民地政策の一環である。文禄慶長の役の陶工強制連行という歴史的事実を「渡来」「帰化」としたことも含め歴史的反省の欠如のあることを認める。4月24日に在庫停止とした。
----------	--

各「見解」の問題点

日本気象学会は、文部省、日本学術振興会の「学術用語集」気象学編に記載はなくても、海洋学編の編集に当たった海洋学用語専門部会には気象庁関係者も参加していることから、今後関係文献などで発見される可能性もあり、協力的な姿勢を望みたい。

日本地学教育学会は、調査の結果用語の使用はないとし、さらに「ご指摘のような用語を初めてしまった委員もいた」としているが、日本地学教育学会編「地学教育基礎講座」II地球上層編に「東鮮」海流、「北鮮」海流の語が本文中にある事実をどう受け止めるか、見解をうかがいたい。

出版物全体について、全体として共通することは、問題の指摘を受けるまでの間に差別表現、不適切表現を全国的に拡散し、差別再生産を助長してき

たことに対するつぐないをどう果たすのかという点で、明確な意思表示がないことである。この点に関しては再度文書回答を要請したい。

教育社の「ニュートン」は月刊誌で、1月号に「東鮮」海流、「北鮮」海流の差別的学術用語の使用があったことについて、専門用語なのでやむなく使用したとしながらも、その差別性を認め、6月号に「お詫び」の記事を掲載した。しかし、その内容は「記事中からこれらの言葉を削除させていただきます」というものである。6月号で削除を宣言すれば、1月号の文字が消えるというものではない。公共図書館、学校図書館で1月号閲覧され、読者の中には保存用ファイルに1月号を保管している人もいる現実に対しどう責任をとるのか明確にしていきたい。

二宮書店については、主旨は理解したとしながら、文部省の「学術用語集

」に責任を転かすなど差別に対する認識が浅い。海外出張の編集主任に連絡がとれないというのは、電話もFAXもなかった大航海時代でもない以上、問題認識の欠落を示すものでしかない。

学術研究社は、「差別表現をしないように努めている」「学術用語を使用せざるを得ない」「学術用語集に掲載されている用語を勝手に変更できない」「学術用語が変更されればその表現を使う」という文脈では、立項時から差別性に気付きながらそのままにしたとも受けとれる。①用語の差別性にいつ気付いたのか。②文部省にのみ責任を転かしているのではないか。の点を明らかにすることと「話し合い」への参加を再度要請したい。

民関連からの問題提起の中には、この問題について「話し合いの場を設定されたい」という件が含まれているが、海洋気象学会、日本地学教育学会、教育社、二宮書店、学習研究社はその件について回答していない。築地書館が書面に対応したい旨意思表示があったが、差別を許さない観点から再度話し合いについて要請したい。

小学館、岩波書店、ダイヤモンド社

、中央公論社、中央公論美術出版の各社は「見解」の中で前向きの姿勢を明らかにし、話し合いにも積極的に応じる意向を表明した。そのことを評価するとともに、7月に予定している「学習を兼ねた話し合いの場」の成功に向けて協力を要請したい。

啓林館と大阪府教育委員会については、高校教科書の問題でもあり、6月5日、7月2日に確認会を予定し、話し合いを進めているが、その上で間に合えば前述の学習会へ合流したい。

成山堂書店は、「海洋気象講座」の中での「東鮮海流」「北鮮海流」という差別語使用について問題提起したが、回答に接していない。航海士等の資格試験の参考書であり、その影響も大きいことを考え、前向きに対処してほしい。

厚生省は、援護年金関係で問題提起をしたが、電話で「北鮮」は略語である」と回答してきた。朝鮮の南北分断後「北鮮」といい続けてきた政府が、最近になって「北朝鮮」といい始めた事実の前に説得力はない。

文部省は、当初高校「地学」教科書の記載事実から問題提起してきた。し

(9ページに続く)

(8ページの続き)

かし、その後の調査や各社の「見解」から、文部省の「学術用語集」がその根源であることが判明した。植民地支配に対する責任を明らかにし、新しい「友好」の時代を築かねばならない現在、大韓民国や朝鮮民主主義人民共和国との外交上の障害と

もなる「差別語」であるとの認識を持って、用語の改正に真剣に取り組むことが、行政府の責務であるという自覚をもって、問題解決に当たってほしい。他の省庁、学会についても同様である。

「腐った鯛」は買えません

梁 泰 昊(兵庫民関連)

人を殺したいと思っても実際に手を下さなければ殺人ではないように、差別をしたいと思ってもそれを表現しなければ差別したことにはならない。けれども「殺すつもりはなかった」という弁明が許されないように、差別表現を用いることはそれ自体を差別行為と言わなければならない。

殺人には公正な審判を下すべき機関があるが、差別の矯正には当事者の相互信頼にもとずいて普遍的な道義を築こうとする努力を注ぐしかない。差別は歴史的かつ社会的な問題であり、個人を断罪をして終わりとはならないか

らである。差別をただすとは、互いに学ぶ場を持つことによって、何がそれを生み出したのか、克服するためにはどうすればよいのかを共有することであらう。

世に差別表現と言われるものを使うことに、咎める、謝るという関係だけでは喉もと過ぎれば熱さ忘れるのたとえを繰り返すことになる。差別表現を使うことをケアレスミスとして受け止めているかぎり、信頼関係を築くことはできず、真に差別を無くすことにはつながらない。

朝鮮に係わる差別表現が取りざたさ

れるようになってすでに久しい。少なくとも30年の蓄積があるにもかかわらず、今日なお同じ問題が出てくるのは、根底において直さねばならないという認識が欠如しているからに他ならない。差別表現が人を傷つけるとはいっても、具体的な実害を及ぼすわけではないという意識でもあるのか、それでなければ朝鮮人をどこまでも軽んじているのか。

朝鮮に係わる差別表現が、植民地支配に端を発していることはいまだ多言を要しない。韓国併合と同時に大韓帝国の国号を廃して朝鮮と改め、さらに「鮮」と略してしまう暴挙を、今日に続けていることは、植民地支配について何の反省もないという証拠である。いったい日本政府はいままで、何を謝罪したのであろうか。

厚生省がいまだに「北鮮」「南鮮」などということばを使っていることに對し、指摘を受けた後までも「略語です」などと言い逃れようとする横柄さは、鈍感なのか、傲慢なのか。強制連行された朝鮮人の名簿をひたかくしにする習性と裏腹のものであろう。こんな中でどうして歴史を正しく教えることができるだろうか。

繰り返すが、朝鮮に対する差別語は

植民地支配を正当化し合理化し、強力に推進するためにそのときどきの統治の必要から作り出されたものである。

「内鮮融和」から「内鮮一体」に変わったことも偶然でわないし、「半島人」などという言葉も実に意図的なものである。「鮮人」という言葉が関東大震災における朝鮮人虐殺のときどれ程飛び交ったかを少しでも知れば、差別語であると指摘を受ける以前に使えるはずがないではないか。

朝鮮に対する差別表現の多くは国家が作り出した「国家語」であり、その意味で私たちは国家が持ち出してくる耳ざわりのよい言葉に、眉に唾することを忘れないほうがよい。言葉の正誤を見極めるのは日常にそれを使う私たち自身の問題であり、とりわけ言葉を扱うことを業とするものの責務であらう。

魚屋が腐った魚を売ることを許されないように、誤った言葉を出版することは言論人自らの首を締めることになる。また差別語への咎めに対して、表現の自由に抵触するなどと言いつけるのも見苦しい。営業の自由はあっても、公害をたれ流す自由はないからである。

差別語の特徴は差別的な関係を一言

で決定づけることにある。象徴的な言葉が思考を停止させ、常識的な判断力をも奪うということを、日本は戦時中にいやというほど経験したはずである
ん？

ひょっ

として

いまも

経験中

なのか

???

本は、
一人で出すものではない

佐野 通夫

(四国学院大学教員)

昨年、様々な差別語出版物にでくわした。種類は様々である。朝鮮民主主義人民共和国に対してかなりの敵意を持って「北鮮」を使用しているもの、たぶん何気無しに「ばかちゃん」と使っているもの、等々。

敵意を持っている者にしても、「鮮」という蔑称の使用によって、相手に打撃を与えられるとは思っていないこ

とだろう。「何気無しに」使っている者にしたら、なおさら、別に侮辱したくて使ったのではないというのだろう。

問題は、そこにある。在日朝鮮人との触れ合いが無く、在日朝鮮人の歴史について知らない。だから、これらの言葉が、使われた側にとって、どれほどの嫌な思い出を呼び覚ますかについての感覚がない。そして、それが一人執筆者の問題ではなく、編集の過程で何人もの目に触れているはずなのに、その誰からも、その痛みについての声が上がらない。差別語の痛みについて感じない典型は、何かのマニュアルに頼って、「差別語」だけを外していけば良いだろうと、「ばか」という言葉だけを外した、某新聞の「チョンカメ」だろう。本は、一人で出すものではない。

差別語に対する各地の取り組み

広島

よくもまあこれ程と思われるくらい、マスコミや出版社は差別をたれ流して続けている。1990年4月から現在(91年6月)までの間に、私たちが気づき、抗議した「差別事件」だけで11件にものぼる。その概略は次の通りである。

- 1、「百万人の英語」(広島FM放送, 90年5月25日放送)のなかで早見優が「バカチョン」と発言。
- 2、「内田忠男モーニングショー」(テレビ朝日, 90年7月31日放送)の中で、早坂茂三が「北鮮」発言。
- 3、朝日新聞(90年9月30日付朝刊)テレビ欄の「翔ぶが如く」番組紹介記事の中で、「渡鮮」と記載。
- 4、朝日新聞(90年10月17日付朝刊)広島版「風がふいたら」のコーナーで「北鮮軍」という投稿者の言葉をそのまま掲載
- 5、朝日新聞(90年10月18日付朝刊)広告「新潮45」の中にあった「北鮮」をそのまま掲載。
- 6、「江戸を斬るⅣ」(中国放送91年1月14日再放送)の中の「バカでもチョンでも」というセリフをそのまま放送。
- 7、朝日新聞(91年3月20日付朝刊)社会面「鴨居羊子さん死去」の記事の中で、「京城」と記載。

以上がマスコミに関わるもの、以下出版社に関わるものとして、

- 1、勁文社発行・ケイブンスパックス「古代びとの挑戦」(邦光

史郎著)で「ソウル(京城)」「南鮮」と記載。

- 2、平凡社発行「万歳事件を知っていますか」(木原悦子著)で「帰鮮」「渡鮮」と記載。
- 3、中央公論社発行「朝鮮戦争」(神谷不二著)で「在鮮」「満鮮」と記載。
- 4、風媒社発行「韓国ダウタウン物語」(川村亜子著)で「南鮮」と記載。

「バカチョンカメラ」の例を挙げるまでもなく、差別助長・拡大させてマスコミや出版社の責任は重大である。それゆえに、私たちとしては「差別があれば、決して看過せず、抗議の意思を表明する」ことを確認し合い、前記の「差別事件」に取り組んできた。いずれの場合にも、抗議文を送付し、話し合いの場を設定するよう要請している。その結果、テレビ局や新聞社の場合には2回から3回の話し合いの場が設定できた。もちろん局や社によってその対応は異なるが、本質的には“大同小異”であり、以下のような対応に要約できる。まず、「差別語」を放送または掲載したことについては、異口同音に「不注意(うっかり)」であったと説明する。日本の差別社会にどっぷりつかって、多数者の体質をそのまま自らの体質とし、その差別性を問うこともなく、「差別語」だけを封印しているマスコミの現実がここある。ま

た、「今後、どうするのか」という点についても、殆ど同じ回答が返ってくる。まず、チェック機能を強化すること、次に、差別問題についての社内研修を充実すること、この2点である。もちろん、これらについて私たちに異論のあるはずはない。しかし、それをもって「差別を引き起こしたマスコミとしての社会的責任を果たした」とは到底言えない。話し合いは、いつもここで行き詰まるのである。私たちは一連の話し合いを重ねる中で、私たちの基本的な姿勢として次の2点を強く要求していくことを認識合っていた。それは、①マスコミとしての社会的責任を自覚させ、放送や紙面あるいは出版活動を通して、差別をなくすための具体的な方策をとること②在日朝鮮人の「積極的な採用」をすること、そのためにもまず「国籍を問わない旨」募集要項等で広く知らせること、の2点であった。①については、出席者が私たちの要求事項を「理解」するに留まり、具体的な成果は得られなかった。しかし、②については「来年度の会社案内に国籍は問わない旨明示する」(朝日新聞)との回答もあり、他のところも「前向きに検討する」とのこと

多少の成果があった。

次に、出版者に対する抗議行動についてであるが、抗議文を出した4社のうち、現在のところ話し合いの応じたのは中央公論社だけである。他の3社については、書面による「回答」が送付されてきた段階で、現在、話し合いに向けて交渉中である。「回答」の内容は「知らなかったので使った」「深く反省しており、謝罪する」「不適當な表現なので訂正する」の3点に要約できる。訂正で事足りるとし、意図的に「責任」を回避して、差別を温存・助長している出版社の体質がここにはある。日本社会の差別の深刻さを思わずにはいられない。

さて、中央公論社との話し合いであるが、これは現在までに2回行い、①差別問題に取り組むための新しい部署を設置する、②社内研修を徹底する、③採用にあたっては、従来通り今後も広く門戸を開放する、との回答を得ている。また、問題の本は既に回収に入っているとのことであった。対応は概ね誠実であったが、私たちとしては更に次の3点について、強く要望した。①著者の見解を明らかにすること、②研修内容を具体的に明らかにすること

、③採用にあたって、広く門戸を開放しているという社の姿勢が良く分かるようにすること。以上の点を踏まえて、近々第3回目の話し合いを持つ予定である。

最後に、最も新しい私たちの抗議行動を報告しよう。既に6月2日付朝日新聞朝刊(全国版)で報道されており、ご存じの方あるかと思うが、去る6月1日に広島市で行われた「国連軍縮シンポジウム」の中で、コーディネーターを務めた明石康・国連軍縮担当事務次長が「北鮮」と発言、当日参加

していた私たちのメンバーがその場で、「差別語」であることを指摘し、訂正・謝罪するように求めたが、「省略語であり、差別語ではない」と開き直ってしまうという「差別事件」が起こった。この件については、現在、民関連広島とともに抗議文を送り、話し合いを要求しているところである。

果たしてどれほどのことができるか。今はただ粘り強く、やり続けていくだけでである。

(文責; 全朝教広島 笹川 俊春)

明石国連次長 「北鮮」と発言

一日、広島市の広島国際会議場で開かれた「国連と軍縮シンポジウム」で、コーディネーターを務めた明石康・国連軍縮担当事務次

(1991年6月2日

朝日新聞)

長が朝鮮民主主義人民共和国の国名を「北鮮」と紹介し、聴衆から「差別語で不適切だ」と指摘された。明石次長は「米国、ソ連、英国などと同じような省略語で、差別ではない」と説明したが、指摘した市民は「歴史認識、国際性を欠いている」と批判している。

この発言は、最近の朝鮮半島の情勢を紹介する際にされた。約五百人の聴衆の中にいた全国在日朝鮮人教育研究協議会・広島のパワーが「北鮮は、日本が植民地時代に意図的につくり出した差別語だ」と指摘。しかし、明石次長は「アメリカ合衆国を米国、ソビエト社会主義共和国連邦をソ連と呼ぶのと同じで自由に略しただけ」と、差別ではないことを聴衆の前で強調した。

発言を知った同協議会・広島河津代表は「明石次長に対して抗議し、主催者の広島県、広島市にも問題点の整理を望みたい」と話している。

< 資料 >

1991年 5月 1日

民族差別と闘う連絡協議会・広島

代表 李 起 南 様

広島県民生部
〒730広島市中区基町10-32
社 会 課



1991年6月3日

抗議文

広島県知事 竹下 虎之助殿

民族差別と闘う連絡協議会・広島

代表 李 起 南

全国在日朝鮮人教育研究協議会・広島

代表 李 起 南

私たちは在日韓国朝鮮人への民族差別をなくし、共に生きる社会をめざし、日々の取り組みを行っているものです。

さて、6月1日に行われた「国連と軍縮シンポジウム」の中でコーディネーターをつとめた明石氏(国連軍縮担当事務次長)が朝鮮民主主義人民共和国の国名を「北鮮」と紹介し、このシンポジウムに参加していた私たちのメンバーから、差別語で不適切であり、打正、謝罪を求めたにもかかわらず「ソ連、米国、英国などと同じような省略語であり、差別ではない」と発言しました。

しかし、「鮮」という一文字で表す言葉は植民地政策のなかで作られた差別語であることは明確です。「平和・軍縮問題」を取り上げた国際的なこのシンポジウムで平然と使われ、なんの反省もないことに驚きと怒りを禁じえません。

また、主催者である広島県が適切な処置を取られずに、差別表現がまかり通ったことにも強く抗議します。

については以下のことを要求します。

記

1、この件について、広島県の見解を明らかにされたい。

1、明石氏に対して、広島県の責任において謝罪を求めること。

1、在日韓国朝鮮人に対する民族差別をなくすため、積極的な施策を講じられたい。

1、今後の具体的な取り組みについて、抗議団体との話し合いに応じられたい。

6月20日までに文書で、ご回答くださるようお願いいたします。

連絡先 広島市中区基町13-1-1774

☎222-9463

「愛護年金の手引」の地域名表記等について

1991年3月26日付けの文書で、厚生省が発行した「愛護年金の手引き」(1989年3月)について、差別表記がされている等のご指摘と、それに関するご要望をいただきました。

この問題で、ご心痛をお煩わせいたしましたことを、心からお詫びいたします。

ご要望についての県の見解等は、次のとおりです。

1 ご指摘のあった表記のうち、「北鮮」「南鮮」について、朝鮮を「鮮」の一文字で表す表現は、植民者である日本人が、植民地朝鮮の人々を呼ぶために、割り出し流布していったものであり、その歴史的背景故に、韓国・朝鮮人を深く傷つける差別表記であると認識しています。

したがって、この件については、広島県としてこの事実を見逃ごしてきた責任を痛感し、アジアの人々や、在日韓国朝鮮人等の人権に関わる重大な問題として厳重にうけとめるとともに、深く反省しています。

2 4月24日に、厚生省に対し、早急に是正措置を講じるよう文書で申し入れました。

3 他の愛護関係資料をはじめ民生部で使用している資料について、同じような差別表記が見逃されていなか、今一度点検するとともに差別表記が見つかった場合には、直ちに是正し、関係機関等へ趣旨の周知徹底を図ります。

4 在日韓国朝鮮人をはじめとする定住外国人が差別されることなく、それぞれの民族がお互いの歴史や文化、生活や伝統、価値観を尊重しあい、「ともに生きる」社会を築いていくことが大切です。

そのためには、歴史的背景や経緯に対する深い認識を前提として、民族的諸権利を尊重する施策等の展開が必要であり、「『県民だより』及び「広島発ほっと情報」への差別表現等の掲載問題について」(1991年2月広島県総務部)の趣旨にそって、県としても積極的に取り組んでいきたいと考えています。

なお、「満州」については、この表現をストレートに使うことは、同様に侵略された人々を著しく傷つけると同時に、歴史的背景等を正しく認識していないことから生じる民族差別につながるものと認識しています。

しかし、この表現は、法令にも使われているため、厚生省に見解を求めた上で対応していきたいと思っております。

以上、どうか、ご理解をたまわりますようお願い申し上げます。

1991年4月4日

兵庫県知事

県政推進課

民族差別と闘う兵庫連
事務局長 賀 光男



県政推進課

拝啓 貴連におかれましては、ますますのご健勝のこととお喜び申し上げます。

さて、本会は在日韓国・朝鮮人に対する民族差別をなくすことをめざし、取り組んでいるものです。

在日韓国・朝鮮人に対する民族差別の根源は、いうまでもなく朝鮮に対する植民地支配にあり、今日なお十分な歴史的反省がなされていない点にあると考えます。この具体的なあらわれとして、植民地支配を押し進めるためにつくられた差別表現が無反省のまま使われていることは、きわめて遺憾せざるを得ません。

ところで、厚生省が発行し各自治体に配付している「慰護年金の手引」によりますと、「北鮮」「南鮮」「満州」等の表記が載せられております。これらの用語は、単なる略称ではありません。1910年の「韓国併合」以降、日本の支配層によって慰護する用語として意図的に使用されてきた差別用語であります。(別紙参照)なお、「満州」は日本軍国主義の中国侵略のとき、カイライ政府として、いわゆるでっち上げの国名であります。

これら表現法からは、在日韓国・朝鮮人は適用除外されているという問題もさることながら、このような差別表記が堂々と印刷されていることに、愕然たる念を禁じえません。もとより本来の責任は厚生省にあります。貴連におかれましても、こうした差別表現を見逃してきた責任は少なくないものと考えます。

速やかな是正を求め、下記の通り要望いたします。

記

1. この件につき、兵庫県としての見解を明らかにされたい。
2. 兵庫県として、厚生省に是正の申し入れを行われたい。
3. 在日韓国・朝鮮人に対する民族差別をなくすために、下記の積極的な施策を講じられたい。
 - (1) 在日韓国・朝鮮人に対する施策の基本方針を策定されたい。
 - (2) 在日韓国・朝鮮人への行政窓口と関係担当部署による民族差別撤廃委員会を設置されたい。
 - (3) 民族差別をなくすための県民啓発を実施されたい。
 - (4) 県職員採用の口頭検査項目を完全撤廃されたい。
 - (5) 障害基礎年金など、国庫系に制度的無年金者の救済措置を国に働きかけられたい。
 - (6) 在日韓国・朝鮮人らに在日外国人の交流会館を建設されたい。

ご多忙中のこととはぞんじますが、来る4月30日までにご回答賜りますようお願い申し上げます。

(連絡先)

尼崎市小中島1丁目17番19号

電話 06-492-3272 (夜) 06-489-6647 (昼)

兵庫民闘連事務局長 賀 光男

申し入れ事項に対する回答

担当課 (保健福祉課)

(申し入れ事項 / - -)

1. この件につき、兵庫県としての見解を明らかにされたい。

「慰護年金の手引」は、厚生省が都道府県及び市町村関係職員の業務上の参考資料として作成したものです。

厚生省から平成元年8月1日付で送付があり、厚生省の指示通り県下各市町村に各2部、戦傷病者相談員及び戦没者遺族相談員に各1部配付しました。

本県においては、厚生省の指示通り担当職員用として活用してきましたが、これらの表現等については、申し入れの趣旨を考慮し、当該手引書の取り扱いについて十分配慮いたします。

ご指摘の用語について厚生省に問い合わせたところ、戦時中の呼称を「慰護年金の手引」に記載したものであるとのことでした。

なお、先日依頼がありました当該手引書の写しについては、先に述べましたとおり都道府県及び市町村関係職員用として作成したものでありますので、誠に申し訳ありませんが、お渡しすることはできません。

大阪（高槻）

昨年9月30日付朝日新聞朝刊テレビ欄のNHK番組紹介欄に「渡鮮」という表現が掲載されていた。10月2日、大阪本社に抗議電話をし、4日、むくげの会に説明にきた大阪本社読者室副室長に「抗議ならびに要望書」を提出した。以降、「朝日新聞差別事件を考える会」を結成し2回の事実確認会と3回の折衝をおこなっている。

その過程で明らかになったの問題点は、①1982年に起こした「朝日歌壇差別語事件」（「北鮮」という表現を使った短歌を秀作として紙面「朝日歌壇」に掲載し抗議をうけ謝罪する）について、確認会等に参加した13名の幹部社員の内、誰も知らないという事実、すなわち、過去朝日はこの問題を教訓にすらしようとしなかった差別体質。②過去研修体制では民族問題について殆ど触れられていないこと。③交渉を続けているさ中、10月17日付広島版投稿欄、10月18日付広告欄（「新潮45」の広告文中）に「北鮮」表記が、また、3月20日紙面には、植民地時代に日本が付けた「京城」という記述を掲載させる。このよう

に、再三に渡り差別語事件をおこす社としての体質の問題である。

この様な事から、朝日新聞社の持つ差別体質の根深さを糾すため、再度、要望書を提出し、「朝日歌壇差別語事件」を踏まえて、今回の一連の事件の反省を行い、今後の取り組みに対する決意の明示、全社に渡る研修体制の確立とそれを推進する責任機関の設置、積極採用等について姿勢を問い、4月末、その回答を得た。回答は、職員研修所に部長級の人権担当を置く。全社デスク、新人研修他職能に応じた研修を行うなどの一定の成果は有るものの朝日歌壇問題以降の分析はされておらず、積極採用の意識についても「すでに8人の在日韓国・朝鮮人社員がいる。再検討する考えはない」というものである。

近く、第3回の事実確認会を行う予定だが、オピニオン・リーダーを自称する朝日新聞社が体質改善を行い、差別と闘うマスコミ界の中心的存在になることを願い取り組んでゆきたい。
（文責；高槻むくげの会 吉崎 篤）

鄭商根さんの戦後補償を求めて

金洋子（鄭商根さんの戦後補償裁判を支える会
事務局）

東大阪市に住む在日韓国人一世鄭商根さんが戦後補償の適用を求めて大阪地裁に提訴した91年1月31日の夜裁判所から近い中之島公会堂で「在日韓国・朝鮮人の戦後補償を求める集会」が開かれた。大きな体でゆっくりと気持ちを語る鄭商根さんのアピールを聞くうちに、私は「こんな理不尽なことは許されない」「この裁判を支えよう」と思うようになった。「鄭商根さんの戦後補償を支える会」は、この日同様の思いを抱いた韓国・朝鮮人、日本人の数名によって結成された。

5月28日午前10時30分、大阪地裁808号法廷で第一回口頭弁論が開かれた。提訴から約4ヶ月が経っていた。

この日は平日にもかかわらず約60人が支援に駆けつけてくれた。地裁前での事前集会で、鄭さんが裁判に臨む意気込みと集まった皆さんへのお礼を述べ、いよいよ法廷に。「日本政府は鄭商根さんに戦後補償を！」と書いた横断幕を持ち、鄭さん、丹羽弁護士を

先頭に地裁の玄関をくぐった。

裁判では丹羽弁護士による訴状主旨の説明に続いて、鄭商根さんが証言台に立ち、意見陳述した。

「日本国民は戦後補償を受け取っているから、戦争は終わったとばかり思っているらしいですが、私の場合は日本人同様日本国のために働いてきたの

に、日本政府からも韓国政府からも戦争が終わりませんでしたとして、未だに葉書一枚ありません。この事実を見ましても、私には第二次世界大戦は終わっていません

鄭さんはよく通る

大きな声で、日本政府の命で軍属として徴用されてから今日までの経過と、戦後日本政府がとってきた不誠実な態度に対する憤りを語った。

続いて被告の日本政府から、鄭さんの訴えに対する答弁があった。ところがこれは単に「鄭さんの訴えを棄却することを求める」というだけで、なぜ棄却なのかの説明はいっさいなかった。裁判長は次回の口頭弁論期日を7月23日午後2時45分に決めた後、被



告側に理由を書いた書面を次回口頭弁論の一週間前に出すよう念を押した。

初の口頭弁論の二日後、「支える会」結成と第一回裁判の報告を兼ねた「鄭商根さんの戦後補償裁判を支える5・30集会」を大阪市浪速区の部落解放センターで開いた。

集会には70人が参加した。ビデオ「忘れられた皇軍」上映に続いて、支える会代表の鄭順一(チョン・スニル)、三木こずえの二人が基調報告をした。世界的に戦後補償が当然の流れになっている中で、日本では旧植民地出身者に対する戦後補償が一切行われていない実状、提訴までの経過、支える会の活動目的などを訴えた。

次に鄭商根さんが演壇に立ち、第一回口頭弁論で行った意見陳述を再現。これのおかげで裁判に來れなかった人にも裁判の様子的一端が伝わったと思う。

弁護団を代表してのお話は在間弁護士。在間弁護士は「意見陳述が終わった後、傍聴席から拍手が起こった。普通だったら裁判長は注意をして止めさせるのにそれをしなかった。このことは、鄭さんの意見陳述が裁判官の心のなかに何かを響かせたということ。これから裁判を進めるうえで大事なこと

です」と述べた。

「在日の戦後補償を求める会」からは世話人代表の田中宏氏が超多忙の中駆けつけ、連帯のあいさつと戦後補償問題をめぐる情勢を語った。

最後に、はるばる滋賀から参加した姜富中(カン・ブジュン)さんと同じように戦争で負傷した姜さんは生々しい戦争体験、日本政府に対する怒り、そして鄭商根さんの裁判への連帯の思いを力強く述べた。

支える会は、在日韓国・朝鮮人と日本人の若者を中心にいま8人が事務局を担っている。活動は①鄭商根さんの訴えを一人でも多くの人に広める②裁判などに必要な資金を集める③戦争犠牲者への謝罪と補償を日本政府に求める、の三つを柱にしている。

初の口頭弁論と集会が終わり、ホッと息つく暇もなく、通信づくりなどに追われている。目下、最大の課題は資金集め。メンバーは各方面に寄付を求めて奔走しているが、なかなか集まらないのが実状。いくら主張をしたくても「先立つもの」がなければどうにもならないので、頑張るつもりだ。賛同してくださる方のご協力よろしく願います。

杉並区役所戸籍課

吉池七三 抗議電話の要請

杉並区にくらす外国人の数は年々急増しており、90日以上滞在するには戸籍課での登録が必要になる(5月現在9850名)。さらに1年を超える場合には、指紋付きの登録カードを常時携帯しなければならない、違反すれば刑事罰を含む重罰規定が待ち受けている。このことは日本で生れ育った2世、3世の人達も同様だ。

外国人を治安管理的対象としてしか見ないこのような制度に、私達は6年前よりずっと反対し、区役所に対しても質問や要請を数限りなく行なってきました。しかし残念ながら、区の姿勢は次第に硬直してきた、と言わざるを得ません。



▶傲慢な態度で外国人を非難する吉池戸籍課長

(抗議先)

杉並区役所戸籍課長 吉池七三(57歳)

杉並区役所戸籍課 ☎3312-2111 内線2111
八王子市館町1359 ☎0426-61-9381

「鄭宏溶さんの在留権訴訟を闘う会」は、1987年3月以来、杉並区と交渉を重ねることにより、形式的には不法在留の状態である鄭宏溶さんに対し、2ヶ月の指定書を勝ち取ってきました。しかし、杉並区戸籍課課長吉池七三は、一方的にその約束を覆し登録カードを作成しました。

吉池課長は「受け取らなければ、それなりの法的措置を取る」と鄭さんを脅し、本来関係のない議会事務局長の所にもおもむき、「鄭宏溶という男は、外登証を投げ返したとんでもない奴だ。」とデマをながしたりし、「告発」に出るような「不穏」な行動をとっています。

このような、許しがたい行為を行わせないためにも抗議電話にご協力下さい。

くわしくは、

- 杉並・外国人登録法を考える会
- 鄭宏溶さんの在留権訴訟を闘う会
- 連帯労働者組合・杉並

(連絡先) 03-3205-7363 (中川)

1991年8月10日

～在日の戦後補償を求める会発足集会～

PM 6:00～

総評会館ホール

1945年の8月15日で戦争は終わったことになっている。

日本が46回目の『終戦記念日』を迎えようとしている今、かつて日本人とされた元日本軍の軍人、軍属であった在日韓国・朝鮮人は同じ戦傷にくるしみながら何の補償もなく、8月15日を迎えようとしている。

今年1月28日に神奈川県に住む元日本軍の軍属石成基さんが、戦場で失った右腕の補償を求める訴えを起こしてから始まった「在日の戦後補償を求める会」の運動は、その後、大阪に住む元傷夷軍属鄭商根さんが補償を求める裁判を起こし、埼玉に住む陳石一さんの戦後補償を求める訴えへと広がって来ました。

しかし、戦後補償を求める在日韓国・朝鮮人に対し日本の出した答えは、日本の国籍を持たないものには戦後補償を行なはないというものです。

本当の意味で戦争を終わらせるために、戦争で傷ついた在日韓国・朝鮮人に戦後補償を求める運動にご協力下さい。

集会プログラム

「忘れられた皇軍」上映

1963年8月16日放映 ドキュメンタリー

大島なぎさ監督作品

・現在運動を進めている石成基さん、陳石一さんら「元日本軍の在日韓国・朝鮮人傷夷軍人会」の人達の悲痛な叫びを収めた貴重な映像資料。

戦後補償を求める当事者証言

(石成基さん、陳石一さん、鄭商根さん)

主催：在日の戦後補償を求める会

・ 川崎市川崎区桜本1-8-22

TEL 044-288-2997

郵便振替 横浜3-57084